

離れて暮らす親子の面会交流

—子どものすこやかな成長のために—

アキラくんは今年7歳になる男の子です。パパとママと3人で暮らしていましたが、ある日、パパとママからそれぞれ、「パパとママは仲良くやっていけなくなったので、離れて暮らすことになった。」と聴かされました。

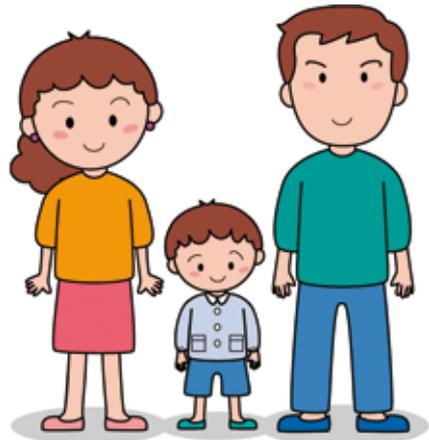
「心配しなくても大丈夫だよ。」とも言われましたが、アキラくんは、自分がどのように暮らしていくのか、学校や友だちとはどうなるのか、何よりパパやママとの関係はどうなるのか心配になりました…

子どもを持つ夫婦が離れて暮らすときに

夫婦が離れて暮らす決意をするまでにはさまざまな事情がありますが、子どもにとって、どちらもかけがえのない、お父さん、お母さんであることに変わりありません。

子どもを持つ夫婦が離れて暮らすときには、子どもの養育費はもちろんのこと、離れて暮らす親が子どもと会うなどして交流を保つこと（「面会交流」）についても話し合う必要があります。

※ 平成24年4月に施行された改正民法では、父母が離婚をするときに、面会交流や養育費などについて、子の利益を最も優先して定めなければならないことが明記されました。



面会交流の意義について

夫婦が離れて暮らすことになっても、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと温かく、信頼できる親子関係を築いていくことは、子どもの成長にとってとても重要なことです。

そのために、親としてできることのひとつが面会交流です。面会交流が円滑に行われていると、子どもはどちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感や自信を得ることができるといわれています。

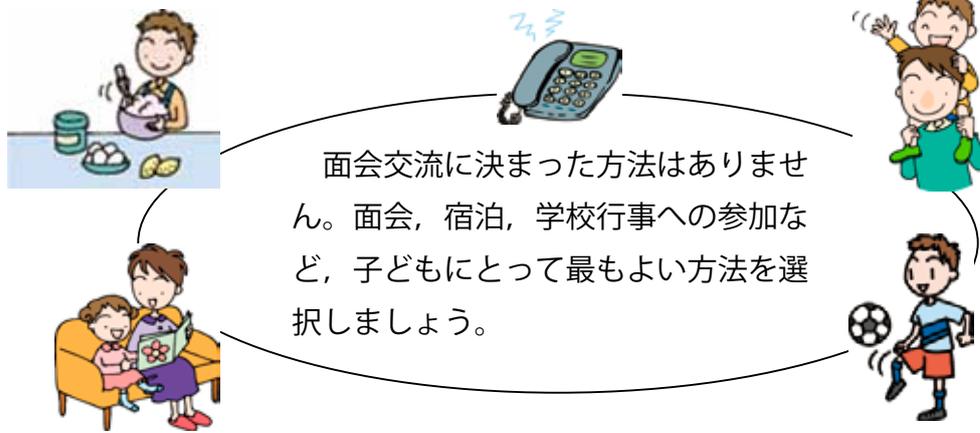


かーくん

夫婦が離れて暮らすことになってからは、夫と妻という関係から、子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、親として子どものすこやかな成長のために協力していく必要があります。

面会交流の方法について

面会交流の具体的な方法については、父母がよく話し合い、家庭の状況にあった、子どもにとって最もよい方法を決めることとなります。



パパとママは、離れて暮らすことになった後のことについて、意見が食い違うところもありましたが、アキラくんの幸せを中心に話し合い、アキラくんにもその内容を分かりやすく説明してくれました。そして、パパとママはこれからもアキラくんのことでは話し合い、協力し合っていくので、何でも相談してねと伝えてくれました。

いま、アキラくんは、離れて住んでいる親とも、電話で話したり、休みの日に一緒に過ごしたりしています。時には、泊まりがけで過ごすこともあります。アキラくんは、パパもママも変わらずに自分を大切にしてくれていると感じ、安心して生活しています。

家庭裁判所の手続について

面会交流について、父母での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停では、子どもの年齢、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもにとって最もよい取り決めができるように話し合いを進めます。

調停での話し合いがまとまらない場合は、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

家庭裁判所の手続について詳しくお知りになりたい方は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「裁判手続の案内」>「家事事件」をご覧ください。



面会交流をスムーズに行うための留意点を記載したリーフレットも、裁判所ウェブサイト「裁判所について」>「各種パンフレット」に掲載されています。

